

5 様式記載例(紙申請の場合) ※様式番号順

P18	(1) 建設業許可申請書	(様式第一号)
P19	(2) 建設業許可申請書	別紙一
	(3) 建設業許可申請書	別紙二(1)
P20	(4) 建設業許可申請書	別紙二(2)
	(5) 建設業許可申請書	別紙四(営業所技術者等一覧表)
P21	(6-1) 工事経歴書	(様式第二号)
P23	(6-2) 工事経歴書	(様式第二号) ※経審を受審する場合
P25	(7) 直前3年の各事業年度における工事施工金額	(様式第三号)
P26	(8) 使用人数	(様式第四号)
	(9) 誓約書	(様式第六号)
P27	(10) 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	(様式第七号)
P28	(11) 常勤役員等略歴書	(様式第七号別紙) (様式第七号の二別紙一)
P29	(12) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	(様式第七号の二)
P31	(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	(様式第七号別紙二)
P32	(14) 健康保険等の加入状況	(様式第七号の三)
P34	(15) 営業所技術者等証明書(新規・変更)	(様式第八号)
P35	(16) 実務経験証明書	(様式第九号)
P36	(17) 指導監督的実務経験証明書	(様式第十号)
P37	(18) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	(様式第十一号)
P38	(19) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	(様式第十二号)
P39	(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	(様式第十三号)
	(21) 株主(出資者)調書	(様式第十四号)
P40	(22) 財務諸表	(様式第十五号~第十九号)
P41	(23) 営業の沿革	(様式第二十号)
	(24) 所属建設業団体	(様式第二十号の二)
P43	(25) 主要取引金融機関名	(様式第二十号の三)
	(26) 定款	
	(27) 登記事項証明書	
	(28) 身分証明書	
P44	(29-1) 成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書	
	(29-2) 医師の診断書	
P47	(30) 納税証明書	

※提出書類作成上の注意

紙申請の場合の申請書類作成にあたっては、必ず千葉県庁ホームページからダウンロードした最新の様式を用い、以下の点に注意すること。

- ・提出書類には、鉛筆・消せるペン等の使用はできません。
- ・提出書類は、全てA4サイズで統一してください（A4未満の大きさの確認資料について、その写しを添付する場合は、縮小しないでください）
- ・提出書類は、両面印刷で作成しないでください。
- ・訂正がある場合は、二重線で補正してください。（修正ペン、砂消し等の使用は禁止です）

○委任された行政書士は、委任状を添付してください（紙申請の場合は、正本・副本・控えのそれぞれに添付してください）。

○各様式への押印は原則不要です。例外的に押印が必要な場合については、P1の前ページ「押印について」をご覧ください。

○日付の記載項目がある様式については、全て日付を記載してください。

⇒原則、提出書類については申請日前3月以内に発行、作成又は証明されたもの等とします。（例外として、申請書、残高証明書等が該当します。）

○営業所の登記上の所在地（個人事業主では住民票）と事実上の所在地が異なる場合は、全ての様式で事実上の所在地を記載してください。

○住所の表記については丁目、番地等をハイフンで省略することができます。

ただし、様式第一号 建設業許可申請書の項番11、カラムに記載する場合はハイフンで記入してください。

○商号について、申請書に記載する字体は登記事項証明書と同じものとしてください。

○提出する住民票は、マイナンバーの表記のないものとしてください。

○確認資料について、写しを提出できる場合は鮮明なものに限ります。原本を改変したものは認められません。また、原本の提示を求めることがあります。

○手引きに記載の確認資料は原則であり、申請された事実を認定するため、記載のない資料の追加提出を求める場合があります。

→上記が遵守されていない場合は、原則として補正が必要となります。

(1) 建設業許可申請書 (様式第一号)

様式第一号 (第二条関係)

(用紙A4)
00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

該当しない宛先を取消線で消す

枠内は記入しない

申請者 千葉県千葉市中央区市場町1-1
なのはな建設株式会社 代表取締役 千葉一郎

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入

行政庁側記入欄
大臣 知事
許可番号 項番 国土交通大臣 許可(般-) 第 号 令和 年 月 日

「項番 04」新たに許可を取得しようとする業種のみ記入
⇒新規・更新申請：対象業種を記入
⇒業種追加・般特新規申請：追加業種のみ記入

「項番 05」既に許可を受けている業種のみ記入
⇒新規申請は記入不要

更新時に複数の許可日をまとめる場合は「1」
それ以外の場合は「2」

該当する業種について一般の場合は「1」
特定の場合は「2」

許可を受けようとする建設業種
申請時において許可を受けている建設業種
商号又は名称のフリガナ
商号又は名称

項番 06~09, 11 は濁点、半濁点も含めて1カラムに記入

姓と名の間は一カラム空ける

個人事業主で支配人登記している場合のみ記入

市町村コード表P122 参照

市区町村に続くところから記入
丁目、番地などはハイフンで記入

登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入すること。

ビル名、部屋番号等がある場合は記載する

代表者又は個人の氏名
主たる営業所所在地市町村コード
主たる営業所所在地
郵便番号
電話番号
ファックス番号

資本金額又は出資総額
建設業以外に行っている業種の種類
建設資材の販売

法人番号

13桁の法人番号を記入 (個人事業主は不要)

許可換え新規時のみ記入

兼業があれば「1」を記入し、その業務内容について記入

複数の許可を受けている場合は、最も古い許可の年月日を記入

旧許可番号
旧許可年月日

役員等、営業所及び営業所技術者等 (建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。) については別紙による。

連絡先
所屬等 総務部 氏名 千葉 一郎 電話番号 043-223-3108
ファックス番号 043-225-4012

(2) 建設業許可申請書 別紙一 (個人事業主の場合は不要)

※記載すべき者についてはP5を参照してください。

別紙一

(用紙A4)

役員等の一覧表

令和〇〇年〇月〇日

フリガナを必ず記載		役員等の氏名及び役名等		常勤・非常勤の別
フリガナ	氏名	フリガナ	役名等	
チバ	千葉	イサロウ	代表取締役	常勤
チバ	千葉	ハナコ	取締役	常勤
フナバシ	船橋	シンジロウ	相談役	
タヤマ	館山	タロウ	顧問	
カシ	香取	マサノブ	株主等	

株主と出資者を除く役員等については、「常勤・非常勤の別」を記入する。

取締役等と、株主等が同一人物の場合は、取締役等として記入。
 例：代表取締役が株主も兼ねている場合は「代表取締役」としてのみ記入する。

株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限って記載すること。この欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

株式会社・有限会社・・・取締役	} 全員を記入する。 その他の者についてはP5参照
合資会社・合名会社・合同会社	
・・・・・・業務執行する社員	
組合・・・・・・・・・・・・・・理事	

(3) 建設業許可申請書 別紙二 (1)

別紙二 (1)

(用紙A4)

営業所一覧表 (新規許可等)

名称は申請者が決める (本店、本社 等) また、他に営業所名を記載する書類と統一すること

- 「使用人数」様式第四号
- 「健康保険等の加入状況」様式第七号の三
- 「営業所技術者等証明書」様式第八号

許可年月日: 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(主たる営業所)

主たる営業所の名: フリガナ ホンテン 本店

営業しようとする建設業: 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通風井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名: フリガナ タテヤマエイギョウシヨ 館山営業所

従たる営業所の所在地: 都道府県 千葉県 市区町村名 館山市

郵便番号: 87294 電話番号: 0470224341

営業しようとする建設業: 土建大左と石屋電管タ鋼筋ほしゅ板ガ塗防内機絶通風井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

許可を受けようとする建設業のうち、当該事業所において営業しようとする建設業についてコードを記入する。

「従たる営業所」は、許可を受ける建設業について営業する主たる営業所以外の営業所を指す。従たる営業所がない場合は主たる営業所欄のみ記入。

新規申請の場合は変更前の欄への記入不要
 業種追加・一般・特新規等の申請、営業所の業種追加・業種廃止等の変更前場合は変更前の欄も記入する。

(4) 建設業許可申請書 別紙二 (2)

更新の場合のみ添付

別紙二 (2)

(用紙A4)

営業所一覧表 (更新)

営業所の名称	所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
主たる営業所 本店	千葉市中央区市場町1-1 (〒260-0855 TEL:043-223-3108)		土、と
従たる営業所 館山営業所	館山市北条402-1 (〒290-0045 TEL:0470-22-4341)		土
		事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入	

(5) 建設業許可申請書 別紙四 (営業所技術者等一覧表)

別紙四

全ての申請で使用

営業所技術者等一覧表

令和〇〇年〇〇月〇〇日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	カベツ 上総 ダイチ 大地	土-7、と-7 管-7	13、29
館山営業所	ヤマ 安 フサオ 房雄	土-7、と-7	14

コード表に従い該当コードを記入。
(P115~120 参照)

(6-1) 工事経歴書 (様式第二号)

※経営事項審査を受審しない場合

※経営事項審査を受審する事業者 (予定を含む) は P23~24 を参照して作成してください。

以下に従い作成し、表中の 13 行全てを満たすように記入すること。

(未成工事を含め工事実績が 13 件以上ある場合は、すべての行の記入が必須)

(新規設立法人の場合でも添付する。※「決算期未到来と記載」)

- ① 工事完成基準の場合は、主な完成工事を請負代金の大きい順に記載すること
(工期順、元請、下請順とはしないこと)
- ② 工事進行基準の場合は、請負代金の大きい順に完成工事を 10 件記載し、続けて未成工事を 2 件記載することを原則とするが、実績に合わせ完成工事あるいは未成工事の記載する件数を増減させることで 13 行全てに記載すること
- ③ 完成工事、未成工事合わせて 13 件未満の実績の場合は、実績の全てを記載し、「以下余白」と記載すること

許可を受けようとする業種ごとに作成すること (業種追加申請時は、申請業種のみ作成すること)
ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、1 件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(用紙 A 4)

工事経歴書

監理技術者補佐の氏名も記載

(建設工事の種類)		管	工事	(税込・税抜)		配置技術者		期	
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	所在地	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には主任技術者・監理技術者の氏名)	主任技術者	監理技術者	完成又は完成予定年月	完成又は完成予定年月
株式会社	元請		浜松町ビル空調設備工事	東京都港区	田中 太郎	レ		令和 2 年 8 月	令和 3 年 1 月
共同企業体 (JV) として行った工事には「JV」と記載	元請		千葉マンション給排水設備工事	千葉県		レ		令和 2 年 5 月	令和 2 年 7 月
			千葉タワー改修工事 (給排水工事)	千葉県		レ		令和 2 年 2 月	令和 2 年 3 月
			木更津市公民館衛生設備工事			レ		令和 2 年 5 月	令和 2 年 6 月
H (個人)	元請		住宅別棟冷暖房工事			レ	令和 2 年 9 月	令和 2 年 9 月	
I (個人)	元請		事務所冷暖房改修工事	鎌子市	山田 次郎	レ		令和 2 年 1 月	令和 2 年 3 月
市川興産株式会社	下請		船橋市民会館給排水設備工事			レ		令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月
田中工務店	下請		T 邸給排水設備工事			レ		令和 2 年 7 月	令和 2 年 6 月
山本不動産株式会社	元請		市原ビル衛生設備工事	市原市	佐藤 一郎	レ		令和 2 年 3 月	令和 2 年 4 月
山本不動産株式会社	元請		市川ビル衛生設備工事	市川市	山田 次郎	レ		令和 2 年 7 月	令和 2 年 8 月
(未成工事)								令和 年 月	令和 年 月
太田建設株式会社	下請		K 邸空調機器設置工事	千葉市緑区	田中 太郎	レ		令和 2 年 7 月	令和 2 年 8 月
太田建設株式会社	下請		O 邸空調機器設置工事	柏市	佐藤 一郎	レ		令和 2 年 7 月	令和 2 年 8 月

共同企業体 (JV) として行った工事には「JV」と記載

該当するものに○を付す

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ点を記載 (新規許可の場合は記載不要)

「注文者」及び「工事名」により個人の氏名が特定されないよう留意し、頭文字のアルファベットで記載すること

工事進行基準決算の場合、当該事業年度中の完成工事高を () 書きで記載する

小計・合計のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

ページごとの完成工事の件数及び完成工事高の合計を記載

当該業種に係る全ての完成工事の件数及び完成工事高の合計を記載

小計	12 件	94,900 千円	うち 元請工事	89,500 千円
合計	60 件	130,120 千円	うち 元請工事	99,920 千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
(省略)
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営事項審査を受審する事業者は次ページを参照して作成してください。

問合わせ先：契約・審査班 043-223-3113、3116)

(6-2) 工事経歴書 (様式第二号)

※経営事項審査を受審する場合

(詳細は千葉県ホームページ上で公開されている「経審説明書」を御覧ください。)

- ① 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載
- ② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載。

注1：税抜500万円（建築は税抜1,500万円）未満の工事については10件まで記載

注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

- ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、1件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと。

営業所技術者等を配置できる工事は限られますので注意してください。

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条) 工事経歴書 (建設工事の種類) 工事 (税込・税抜)

該当するものに○を付す

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記す)	うち、 〔PC〕 〔法面処理〕 〔橋橋上部〕	千円	千円	着工年月
			共同企業体 (JV) として行った工事には「JV」と記載							
			工事の内容がわかるように具体的に記入する							
										金額は千円未満を切り捨てること
										各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記載
										工事進行基準を採用している場合、当該事業年度中の完成工事高を () 書きで記載する。 例：請負代金 10,000 千円、当該年度中の完成工事高 8,000 千円の場合 (8,000) 10,000 千円
										「小計」・「合計」のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記
										ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載
										最終ページにおいて、すべての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載
										小計
										合計

※(千葉県知事許可業者の方のみ)「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿(2005帳票)」に配置技術者になり得る資格の記載のない者については、経営規模等評価の郵送審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類(給与の源泉徴収簿等)の提示が必要です。ただし、退職等により基準日時点で在籍していない者を除きます。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

(省略)

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

(7) 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第三号)

(新規設立法人の場合でも添付する。 ※「決算期末到来と記載」)

・様式第1号の工事業種の順番で記載する
 ・業種追加申請等の場合は、追加した業種も加えて記載する
 ・1枚につき4業種まで記載し、5業種目以降は2枚目を作成する

該当するものに○を付す

2枚以上(5業種以上)となる場合は最後のページにのみ記載

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木工事	とび土工事	工事	工事		
第20期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	200.401	0			0	200.401
		民間	0	1.054			0	1.054
	下請		0	50.720			0	50.720
	計		200.401	1.054			0	201.455
第21期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	235.285	0			0	235.285
		民間					0	1.420
	下請		0	50.215			9.510	59.725
	計		235.285	51.635			9.510	296.430
第22期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	250.832	0			0	250.832
		民間	50.629	2.102			0	52.731
	下請		0	55.712			13.720	69.432
	計		301.461	57.814			13.720	372.995
第○期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共						
		民間						
下請								
計								
元請		公共						
		民間						
下請								
計								
元請		公共						
		民間						
下請								
計								

新規設立法人で、決算期末到来の場合であっても事業年度を記入すること

対応する業種の工事経歴書の合計金額と一致

財務諸表の完成工事高と一致

直前3年の事業年度分について、工事経歴書を作成した業種ごとに記入。
 工事経歴書の作成の無い業種はその他へ纏めて記入

消費税については工事経歴書、財務諸表と同じ取り扱いとすること

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分した施工金額の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、業種が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に「建設業法施行規則」最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

資本金の額5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社のことをいう

(8) 使用人数 (様式第四号) ※様式下段の記載要領も御覧ください。

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

令和〇年〇月〇日

営業所の名称	使用人とは雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人においては代表権を有する役員も含む			合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	
本店	10人	5人	3人	18人
銚子営業所	5人	3人	1人	9人
建設業許可について、許可に関わる営業所技術者等の要件を満たす者の数を記入		法人で兼業がある場合は、建設業以外に従事する人数を除く		
合計	15人	8人	4人	27人

(9) 誓約書 (様式第六号)

様式第六号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要の項目を取消線で消す

本文を加筆・修正しないこと

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 **千葉県千葉市中央区市場町1番1号**
~~譲受人~~ **なのはな建設株式会社**
~~合併存続法人~~ **代表取締役 千葉 一郎**
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

千葉県 知事 殿

(11) 常勤役員等略歴書 (様式第七号別紙) (様式第七号の二別紙一)

様式第七号について記載した者⇒様式第七号別紙を作成する。

様式第七号の二第一面に記載した者⇒様式第七号の二別紙一を作成する。

別紙

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現住所	千葉県市川市〇〇2丁目20番2号		
氏名	千葉 一郎	生年月日	昭和25年8月18日生
職名	代表取締役		
職	期間	従事した職務内容	
	自 S51年 4月 1日 至 H4年 3月 31日	千葉工事(株)入社、昭和61年より工事部長	
	自 H4年 4月 1日 至 H12年 6月 31日	なのはな建設(株)取締役就任	
	自 H12年 7月 1日	なのはな建設(株)代表取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	<p>注) 申請時に他社の取締役等兼ねている場合は、建設業に関係がなくても記載してください。また、国会議員及び地方公共団体の議員である場合に関しても記載してください。なお、議員は常勤性の観点から、経營業務の管理責任者、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等及び建設業法施行令第3条の使用人にはなれません。</p>		
賞	自 年 月 日 至 年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。 該当がなければ「なし」と記入する。 ※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、 監督処分の対象となりますので十分に注意すること。		
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		氏名	千葉 一郎

学校卒業後、現在に至るまでの職歴を記入する。

建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。
該当がなければ「なし」と記入する。
※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、
監督処分の対象となりますので十分に注意すること。

法人の代表者であっても、代表者としてではなく、個人として作成する。

(12) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (様式第七号の二)
 建設業法第7条第1号ロ(1)～(2)に該当(常勤役員等を一人+補佐人を加えて経管とする場合)

※経營業務の管理責任者等に係る要件についてはP6参照

※証明者ごとに作成してください。

確認資料 P51 参照

様式第七号の二 (第三条関係)

(用紙A4)
 000002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)に掲げる経験を有すること
 経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること

役職名等 **取締役**
 経験年数 **平成26年4月から令和2年4月まで 満5年1月**
 証明者と被証明者の関係 **役員**
 備考

証明者が申請者以外の建設業許可業者である場合は、許可番号・電話番号等記入する
 代表者の証明が得られない場合は、その理由(やむを得ない事由に限る)を必ず記載する

P6参照

被証明者の在職した法人の代表者又は個人の事業主を記載する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

千葉県千葉市中央区市場町1-1
 ひのは建設株式会社
 証明者 代表取締役 千葉 一郎

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員)で第7条第1号ロ(1)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
 北海道開発局長
 千葉県 知事 殿

申請者が法人の場合
 申請者が個人の場合
 申請者が個人で支配人を置いている場合

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

千葉県千葉市中央区市場町1-1
 ひのは建設株式会社
 申請者 届出者 代表取締役 千葉 一郎

申請又は届出の区分 項番 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月
 千葉県知事コード:12 大臣知事コード
 1:新規申請時
 2:変更届提出時
 3:更新・業種追加・般特新規申請時

更新申請等・変更届提出の場合は記入

許可番号 1812 国土交通大臣許可(特-)第 5 10 号 令和 11 年 15 月 15 日

姓のフリガナ最初の二文字を記入

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】
 氏名のフリガナ 19 タテ 姓と名の間は1カラム空ける
 氏名 20 館山太郎 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 住所 千葉県船橋市〇町1-5-3 常勤役員等の現住所を記入する
 生年月日 H03年06月20日
 右詰めで記入 余白がある場合は0を記入する

◎【変更前】 常勤役員等の変更届提出の場合に記入
 氏名 21 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(12) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (様式第七号の二)

第二面 財務管理の業務経験を有する者

確認資料 P51 参照

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

地方整備局長 北海道開発局長 千葉県 知事 殿

申請者 千葉 一郎

届出者 千葉 一郎

千葉県千葉市中央区市場町1-1
なのはび建設株式会社
代表取締役 千葉 一郎

役職名等 常務

経験年数 平成26年4月から令和2年4月まで 満5年1月

証明者と被証明者との関係 社員

備考

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月

大臣コード

許可番号 2 3 1 2 国土交通大臣 許可 (一般 特) 第 5 10 号 令和 年 月 日

更新申請等・変更届提出の場合は記入

許可年月日 年 月 日

記

姓のフリガナ最初の二文字を記入

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 タ ナ

氏名 2 5 田 中 三 郎

住所 千葉県柏市〇〇102-3-1

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日 S 5 0 年 0 2 月 2 8 日

◎【変更前】

氏名 2 6

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第三面 労務管理の経験を有する補佐人

(第三面)

(用紙A4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第四面 業務管理の経験を有する補佐人

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する補佐人が同一人物の場合でも、第二面～四面それぞれ作成が必要

(13) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 (様式第七号別紙二)

様式第七号の二 第二面～第四面に記載した者について作成すること。

別紙二

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	千葉県柏市〇〇102-3-1		
氏名	田中 三郎	生年月日	昭和50年2月28日
職名	常務		
	期間	従事した職務内容	
職	自 H16年 4月 1日 至 H22年 3月 31日	なのはな建設株式会社に入社。建設業に従事	
	自 H22年 4月 1日 至 年 月 日	なのはな建設株式会社 常務に就任 建設業の業務運営に携わる 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

P28(11)常勤役員等略歴書 (様式第七号別紙) (様式第七号の二別紙一) と記載方法は同様

歴	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし
上記のとおり相違ありません。		
令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		氏名 田中 三郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(14) 健康保険等の加入状況 (様式第七号の三)

確認資料 P53 参照

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

令和 ○○年 ○○月 ○○日

加入状況に変更があった場合は(2)に、それ以外の場合は(1)に○を付す

北海道開発局長
千葉県 知事 殿

千葉県千葉市中央区市場町1-1
申請者 ひのはひ建設株式会社
代表取締役 千葉 一郎

許可年月日
許可番号 国土交通大臣 許可(特) () 第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

千葉県知事許可業者の場合は
千葉県知事許可番号を記入

営業所一覧表に記載した順に記入

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	事業所整理記号等
▶ 本店	20 人 (2 人)	1	1	1	健康保険	○○ ○○○
					厚生年金保険	○○○ ○○○
					雇用保険	○○○○○○○○
▶ 銚子支店	10 人 (0 人)				健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括

加入は「1」適用除外は「2」
本店一括適用の承認に係る営業所は「3」を記入

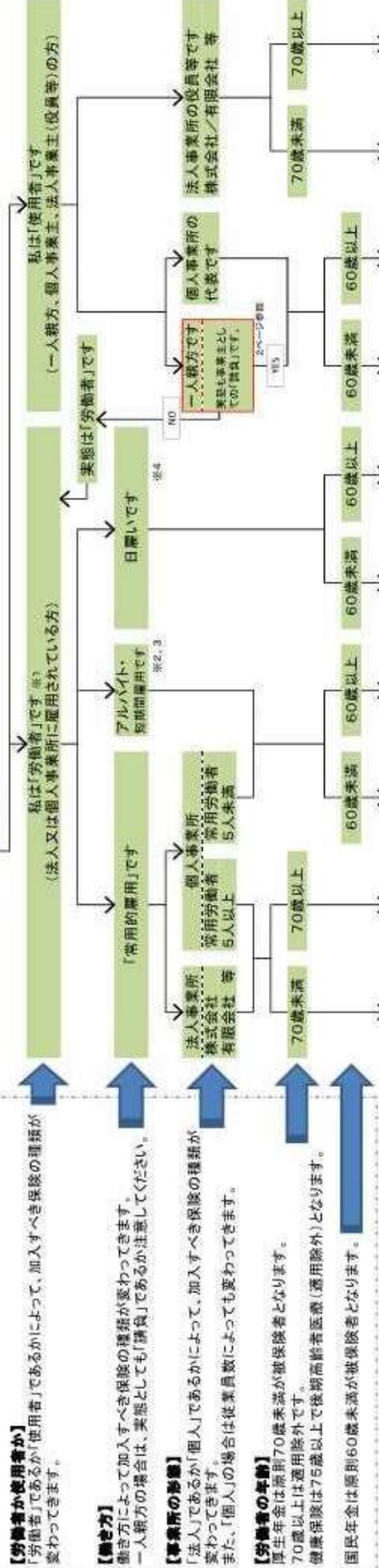
法人にあつてはその役員も含め全ての従業員数、
個人にあつてはその事業主も含め全ての従業員数を記入する。
上記人数の内役員又は個人事業主(同居親族である従業員及び短時間労働者※を含む)の人数を()内に記入
※短時間労働者については手引 P107 Q&A45 を参照
※従業員数の記載方法について手引 P111 Q&A52 を参照

事業所整理番号及び事業所番号等を記入
※一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載
※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には「○○健康保険組合」等、組合名を記入してください

記載方法等については、P107のQ&A44~を参照

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業等へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
 下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



保険の種類	加入によるメリット	区分		元請が一括して加入(現構労災)
		厚生年金	国民年金	
労働保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●
社会保険	医療保険(健康保険)	●	●	●
	年金保険	●	●	●
A	雇用保険	●	●	●
B	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)※6	●	●	●
C	(雇用保険)※5 国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
D	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
E	日雇労働者 国民健康保険 日雇特別被保険者	●	●	●
F	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
G	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
H	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
I	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●
J	国民健康保険 国民健康保険組合(国民健康保険)	●	●	●

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。作業員が適切でない場合、元請・下請に対して加入指導適切に加入していない場合、元請・下請・自社の労働者を加入させる。

(参考) 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。

※1 事業主と同居する家族従業員は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は特別加入となります。
 ※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は厚生年金へ加入する必要があります。
 ※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
 ※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。
 ※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることと認められる場合は雇用保険への加入が必要で、国民健康保険組合への加入も適切に保険として扱われます。
 ※6 法人や常時5人以上使用する個人事業主であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合への加入も適切に保険として扱われます。

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ 個人で加入するもの

(15) 営業所技術者等証明書 (新規・変更) (様式第八号)

一般建設業の場合は下段、特定建設業の場合は上段
を消す。両方申請の場合は消去不要

(用紙A4)
00003

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

業種追加、般特新規申請
の場合も「1」を記入

不要な項目を取消線で削除する

姓の最初の2文字を記入

すでに営業所技術者等
になっている者が業
種追加、般・特新規の
申請の際に申請業種の
営業所技術者等になる
場合、これまでの担当業
種についても記入する

姓と名の間は1カラム
空ける

法7条第2号及び第15条第2号の資格
区分、コード番号を記入。今後担当
する業種以外の資格は記載しない。
(コード表P115~120 参照)

本人の現住所を記入

左の余白は0で埋める

建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号

下記のとおり、
下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

申請者 千葉県千葉市中央区市場町1-1
有限会社なのはな建設株式会社 代表取締役 千葉 一郎

和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種
又は有資格区分の変更 3. 営業所技術
者等の追加 4. 営業所技術者等の
交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれ
る営業所のみの変更

大臣
加事
コード

6 1 1

6 2

6 3 3

6 4 7

6 5 1 3 2 9

千葉県稲毛区穴川4-12-1

氏名 カズサ ダイチ

生年月日 01年10月21日

現在担当している
建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は
削除の年月日

営業所技術者等
の住所

千葉県稲毛区穴川4-12-1

氏名 ヤス フサオ

生年月日 60年03月10日

現在担当している
建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は
削除の年月日

営業所技術者等
の住所

南房総市富浦町青木38

(17) 指導監督的実務経験証明書 (様式第十号)

この様式は、特定建設業（指定建設業は除く）における特定営業所技術者で実務経験又は2級の国家資格等（P118～120の有資格コード表参照）の場合に必要です。（法第15条第2号口該当者 P6参照）

様式第十号（第十三条関係）

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、機械器具設置工事 に関し、下記の元請工事について指導監督的実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする

千葉市中央区市場町1-1
 なのはな建設株式会社
 証明者 代表取締役 千葉 一郎

被証明者との関係 **社員**

元請として直接請け負った契約の相手方の名称を記入する

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。
 <例> 役員、社員、従業員

技術者の氏名	船橋 次郎	生年月日	昭和39年○月○日	使用された期間	平成15年 8月から平成21年 8月まで
使用者の商号又は名称	なのはな建設(株)			実務経験年数	平成15年10月から16年4月まで
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
㈱***鉄工所	52,000千円	機械係長	BOXライン改造及び設置工事	平成15年10月から16年4月まで	
**リース㈱	60,000千円	〃	天井クレーン等設置工事	平成16年8月から17年3月まで	
**鉄工㈱	48,900千円	〃	溶接コンベアライン設置工事	平成18年9月から18年12月まで	
㈱***リース	70,000千円	〃	自動溶接装置設置工事	平成20年1月から20年11月まで	
	千円			年 月 から 年 月 まで	
1件の請負金額が4500万円(平成12.28前は3000万円、さらに平成10.1前は1500万円)以上の元請工事をすべて記入(消費税含む)			完成した工事のみで、経験の内容が明らかになるように請負契約書により具体的な名称を記入	工事施工期間は重複しないこと。	
	千円			年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由を必ず記載する。			上記に記載した工事期間の合計を記入し2年以上になること	合計	満 2年 5月

指導監督的実務経験とは

建設工事の設計又は施工の全般について、工事の技術面を総合的に指導監督した実務経験をいいます。

※対象となるのは以下の要件をすべて満たした工事であり、指導監督的実務経験期間は工期で算定します。

- ① 元請であること。
- ② 請負代金額が4500万円（平成6年12月28日前は3000万円、昭和59年10月1日前は1500万円）以上の工事であること。

指導監督的実務経験証明書の確認資料P60参照

(18) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (様式第十一号)

この表は支配人及び P19～20 の「建設業許可申請書 別紙二」に記載した「従たる営業所」の代表者を記入します。

様式第十一号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職名	フリ 氏	カナ 名
葛南支店	支店長	フナバシ 船橋	ジロウ 次郎
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"><営業所の名称・職名の例> 〇〇支店 〇〇支店長</div>			

建設業法施行令第3条に規定する使用人とは

建設業法施行令第3条に規定する使用人とは、支配人及び支店又は P19～20 の「建設業許可申請書 別紙二」に記載した「従たる営業所」の代表者（建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者）をいいます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料 P60 参照

(19) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）

個人申請の場合は事業主及び支配人、法人申請の場合は「様式第一号別紙一（役員等の一覧表）」に記載した役員等全員について提出します。（経營業務の管理責任者等である者を除く）

申請時における役名等を記入する。 〈例〉取締役、事業主、株主等		(用紙A4)	
許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書			
住 所	千葉市中央区市場町1番1号		
氏 名	千葉 花子	生 年 月 日	昭和30年 4月 20日生
役 名 等	取締役		
建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。該当がなければ「なし」と記入する。 ※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申請として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意すること。		賞 罰 の 内 容	
		なし	
株主等については、 日付の記載も要しない		上記のとおり相違ありません。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 千葉 花子	
記載要領 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。			

許可申請者が「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている方が、建設業法施行令第3条の使用人に関する事項をこの様式に記載した場合は、様式十三号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」の添付を省略することができます。

**(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
(様式第十三号)**

P37の「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)」に記載した者全員について提出します。ただし、役員等を兼ねている者については、P38の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)」に、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も記入してあれば、本様式は省略できます。

P38 様式第十二号の記入例を参照のこと

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	船橋市浜町2-5-1		
氏 名	船橋 次郎	生 年 月 日	昭和30年 4月 20日生
営 業 所 名	葛南支店		
職 名	支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
<p>建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。該当がなければ「なし」と記入する。 ※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申請として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意すること。</p>			
令和 〇〇年 〇月 〇日		氏 名 船橋 次郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(21) 株主(出資者)調書(様式第十四号)

許可申請者が法人である場合に提出します。

様式第十四号(第四条関係)

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
株式会社チーバちゃん	松戸市竹ヶ花24	400株
千葉 一郎	千葉市中央区市場町1-1	200株
千葉 花子	千葉市中央区市場町1-1	100株
船橋 次郎	船橋市浜町2-5-1	100株

記載要領

この株主又は出資者が法人である場合には、5%以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当するその商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する

株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記入する

(22) 財務諸表 (様式第十五号～第十九号)

[法人申請]

勘定科目参考資料 P123 参照

様式第十五号	貸借対照表
様式第十六号	損益計算書、完成工事原価報告書
様式第十七号	株主資本等変動計算書
様式第十七号の二	注記表
様式第十七号の三	附属明細表

[個人申請]

様式第十八号	貸借対照表
様式第十九号	損益計算書

※貸借対照表及び損益計算書について

- ・「消費税抜」、「消費税込」を明記すること。
- ・株主総会、税務署に提出した決算報告書では不可。P123～の勘定科目の説明を参照し建設業法で定める様式を県ホームページからダウンロードして作成すること。
- ・新規設立・開業し、最初の決算期が未到来の場合で、一般建設業許可を申請する場合は、下記作成例を参考に、開始貸借対照表を提出すること（開始貸借対照表を提出する場合は、様式15号～19号は提出不要）。
- ・新規設立・開業し、最初の決算期が未到来の場合で、特定建設業許可を申請する場合は、設立時の財務諸表を作成し、提出すること。
- ・個人事業主で最初の決算期が未到来の場合は、残高証明書を添付すること。
- ・新規申請時において、前事業年度の決算から4月を経過していない場合は、前々事業年度の財務諸表を提出しても差し支えないものとする。ただし、その場合は、許可取得後に前事業年度の事業年度終了届を提出すること（P64参照）。

※様式第十七号の三（附属明細表）について

- ・資本金1億円を超える株式会社又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上である株式会社の場合のみ提出を要する。（特例有限会社は提出不要）
- ・有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しをもって附属明細表の提出に換えることができる。（平成20年4月1日以降の申請等から適用）

設け時点で作成する

開始貸借対照表の作成例

開 始 貸 借 対 照 表			
			なのはな建設株式会社
令和〇年〇月〇日現在			
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕 預 金 現 金	5,000,000 円	〔株主資本〕 資 本 金	5,000,000 円
合 計	5,000,000 円	合 計	5,000,000 円

財産的要件の確認資料 P61 参照

(23) 営業の沿革 (様式第二十号)

創業からの商号、名称の変更、住所移転等、建設業の許可の状況、賞罰 (行政処分を含む) について記載します。

様式第二十号 (第四条関係) (用紙A4)

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和61年 1月 4日	創 業
	平成元年 3月 31日	資本金の増資 (資本金500万円)
	平成8年 5月 10日	株式会社なのはな建設に商号変更
	平成11年 12月 18日	現在地に本社移転
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
建設業の登録及び許可の状況	平成3年 9月 14日	千葉県知事許可 (般一3) 第○○○○○号 新規取得
	平成4年 5月 15日	管工事業 電気工事業 業種追加
	平成5年 12月 1日	千葉県知事許可 (般一3) 第○○○○○号 失効
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
賞 罰	年 月 日	該当なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等 (更新を除く。) について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(24) 所属建設業者団体 (様式第二十号の二)

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 千葉県建設業協会 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 未加入の場合は 「なし」と記入 </div>	平成元年4月1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

建設業者団体一覧表

令和7年3月現在

団体名称	所在地	電話
一般社団法人 千葉県建設業協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(建設業センター5F)	043-246-7624
一般社団法人 千葉県電業協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(千葉県建設業センター3F)	043-246-7381
一般社団法人 千葉県空調衛生工事業協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(建設業センター4F)	043-246-7395
一般社団法人 千葉県塗装工業会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-10-8コーケンボイス502号室	043-301-3449
一般社団法人 千葉県造園緑化協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(千葉県建設業センター304)	043-246-3040
一般社団法人 千葉県道路舗装協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(千葉県建設業センター内)	043-246-7388
一般社団法人 千葉県鳶工業会	〒270-1416 白井市神々廻876	047-404-8906
一般社団法人 千葉県建設コンサルタント業協会	〒260-0021 千葉市中央区新宿2-3-6エステート秀2F	043-246-8875
一般社団法人 千葉県地質調査業協会	〒260-0843 千葉市中央区末広5-8-6	0120-131-912
一般社団法人 千葉県上下水道インフラ整備協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港2-5-14	043-247-8523

<参考>「建設業者団体」

「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第27条の37の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいいます。

これらの団体が行う事業活動の例としては、(1)建設業者の社会的信用の向上、契約関係の改善等により経済的地位の向上を図ること、(2)建設工事の適正な施工の確保を図ること、(3)建設工事の施工技術の向上と価格の安定を図ること、(4)建設工事の需要者に対し、適当な建設業者の紹介又はあっせんその他の利便の供与を行うこと、(5)技術開発、技術者・技能者の養成、機械化の推進等建設業者の経営の合理化に貢献すること、(6)建設業者間の公正な競争秩序を維持すること、等があげられます。

千葉県における建設業者団体は、上記記載の「建設業者団体一覧表」10団体となります。
なお、建設業者団体への加入・相談については、各団体にお問い合わせください。

※ 注意事項

所属建設業者団体(様式第二十号の二)へ記載する団体は、上記の建設業法第27条の37に規定する建設業者団体に限られ、それ以外の団体に所属している場合は記載する必要はありません。

(25) 主要取引金融機関名 (様式第二十号の三)

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通定期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	建設銀行千葉支店		ゆうちょ銀行千葉支店
	支店名まで記入する		

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

その他提出書類について

(26) 定款

会社保有の現行定款と同一内容のものを添付してください。

原始定款を使用している場合は、変更の変遷が分かる株主総会の議事録の写しも併せて添付してください。

(27) 登記事項証明書

法人では、登記事項証明書(商業登記簿謄本)を添付します。個人営業で登記上の支配人がいる場合には、その証明書(謄本)を添付します。

なお、証明書(謄本)は、申請日より3月以内に発行されたもので、履歴事項全部証明書を提出してください。

また、インターネット「登記情報提供サービス」の登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されておらず、登記事項証明書とは異なるため不可とします。

(28) 身分証明書

「禁治産宣告・準禁治産宣告」「後見の登記」「破産者で復権を得ない」のいずれにも該当しないことの証明書です。

証明書の交付は被証明者の本籍地の市町村で行っています。

※取得手続きにかかる注意

- ・株主・出資者、顧問、相談役(役員、令3条使用人を兼ねる者を除く)は提出不要です。
- ・外国籍の者については、提出不要です。

(29-1) 成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書

建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(=精神の機能障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)」に該当しない旨の判断に要する書類で、「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書です。

証明書の交付は全国の法務局・地方法務局(本局のみ。支局・出張所では取り扱っていません。)で行っています。交付申請手続きの詳細については千葉地方法務局戸籍課などに確認してください。

また、郵送による同証明書の発行業務は「東京法務局民事行政部後見登録課」のみでの取扱いとなっていますので、ご注意ください。

【千葉地方法務局戸籍課】

千葉市中央区中央港1-1-3
TEL: 043-302-1316

【東京法務局民事行政部後見登録課】

東京都千代田区九段南1-1-15
TEL: 03-5213-1360

※取得手続きにかかる注意

- ・記載した氏名、生年月日、現住所、本籍は誤りのないよう全て正しく記載してください。
- ・株主、出資者、顧問、相談役(役員、令3条使用人を兼ねる者を除く)は提出不要です。
- ・下記(29-2)により、欠格要件に該当しない旨を確認できる者は提出不要です。

(29-2) 医師の診断書

建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(=建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)」に該当しない旨の判断に必要とする書類で、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及びその根拠」の記載が必要です。

P45-46の作成例を参考に、根拠として、下記の点を記載すること。

A 医師的診断

- ・診断名
- ・所見(現病歴、現在病、重症度、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など)
- ・各検査結果(長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査など)
- ・短期間内に回復する可能性

B 判断の能力についての意見

- ・見当識の障害の有無
- ・他人との意思疎通の障害の有無
- ・理解力・判断力の障害の有無

C 参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況)

※注意点

- ・株主、出資者、顧問、相談役(役員、令3条使用人を兼ねる者を除く)は提出不要です。
- ・(28)及び(29-1)により、「成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨」を確認できる者は提出不要です。

【 診 断 書 作 成 例 】

氏名

男 ・ 女

年 月 日生

(歳)

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると判断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

MMSE （ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

（特記事項）

3. 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度）

なし

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通できないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

(28) 納税証明書

許可区分	発行するところ	法人	個人
知事	県税事務所 (支所)	法人事業税 (新規設立等で最初の決算期が未到来の場合等は「法人の設立等報告書」の写し)	個人事業税 (新規設立等で最初の決算期が未到来の場合等は「個人事業の開始等の報告書」の写し)

※千葉県知事許可の申請に当たっての注意事項

- ・千葉県の各県税事務所が発行した納税証明書に限る。他県の納税証明書は不可。
- ・千葉県知事許可の申請にあたっては、事業税の納付すべき額及び納付済額が記入された **千葉県県税条例施行規則第40号様式(その1)に限る**。第40号様式(その2)は不可。
- ・**申請又は届出日前3月以内に発行された**ものを添付すること。
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人の事業所得について、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税が創設されました。これに伴い上記の事業年度に関する県税施行規則第40号様式(その1)に係る納税証明書については、法人事業税単独ではなく、法人事業税及び特別法人事業税を合算したものについて証明することとなりましたのでご注意ください。
- ・県税事務所の窓口で納税証明書を請求する際には、運転免許証やパスポート等の本人確認書類の原本の提示が必要です。従業員や代理人が請求する場合は、社員証等や委任状と従業員や代理人の本人確認書類の原本の提示が必要です。詳しくは、下記の県ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html>

～納税証明書の提出ができない場合～

新規設立や休眠明け等の場合は、県税事務所に提出した法人の設立等報告書等(個人事業主の場合は個人の事業の開始等の報告書等)を添付してください。(受付印のあるもの)

事業年度終了届の提出等、過去4年以上前の納税証明書の取得ができなかった場合は、始末書を添付してください。

なお、支払いの猶予を受けている場合については、その旨が記載された通知書等を添付してください。